

改正

平成11年6月30日条例第16号

平成12年3月24日条例第18号

平成17年9月26日条例第90号

平成18年12月13日条例第34号

幕別町畜犬取締及び野犬掃とう条例

幕別町畜犬取締及び野犬掃とう条例（昭和34年条例第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、畜犬及び野犬による人又は家畜の危害を防止し、もって公共の安全を保持するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第2項に基づき、畜犬取締及び野犬掃とうに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 畜犬 飼育する所有者又は管理者（以下「飼育者」という。）のある犬をいう。
- (2) 野犬 畜犬以外の犬をいう。
- (3) けい留 人又は家畜に害を加えないように、畜犬を固定した物に丈夫な綱、鎖等をつなぎ、又はおりに入れ、若しくは囲い等を設けて収容することをいう。
- (4) 家畜 牛、馬、めん羊、やぎ、豚及び町長が適当と認める家畜又は家きんをいう。

（畜犬のけい留等）

第3条 畜犬の飼育者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、畜犬をけい留しておかななければならない。

- (1) 警察犬、狩猟犬又は牧羊犬をその目的のために使用するとき。
 - (2) 人又は家畜に害を加えるおそれのない場所又は方法で畜犬を訓練し、若しくは移動し、又は運動させるとき。
 - (3) その他規則で定める場合に該当するとき。
- 2 畜犬の飼育者は、前項の規定により畜犬をけい留するに当たっては、人又は家畜への危害の防止のため規則で定めるけい留方法を守らなければならない。
- 3 何人も畜犬を捨ててはならない。

（畜犬の飼育等）

第4条 畜犬の飼育者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 畜犬が人又は家畜に害を加え、又は迷惑をかけることのないように畜犬を飼育すること。
 - (2) 畜犬を飼育する場所を常に清潔にしておくこと。
 - (3) 畜犬を連れ歩く場合は綱・鎖等で繋ぎ、脱ぶん等の汚物の処理用具を常に携帯し、その汚物を処理すること。
- 2 町長は、前項の規定に違反していると認める畜犬の飼育者に対し、畜犬の飼育の方法の改善その他の必要な措置を命ずることができる。

（畜犬の表示）

第5条 畜犬の飼育者は、畜犬の飼育の場所の出入口その他他人の見やすい箇所に、規則で定める表示をしなければならない。

（畜犬の加害等の届出）

第6条 畜犬が人又は家畜に害を加えたときは、その畜犬の飼育者は、速やかにけい留その他適当な処置を講じ、当該畜犬が加害した旨を町長に届け出なければならない。

2 人又は家畜が畜犬又は野犬による被害を受けたときは、被害者若しくは家畜の飼育者又はこれらの代理人は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

（加害畜犬に対する処分）

第7条 町長は、人又は家畜に害を加えた畜犬の飼育者に対し、当該畜犬の殺処分又は畜犬の性癖の矯正及び危害防止のために必要な処置をとることを命ずることができる。

（野犬掃とう）

第8条 町長は、必要と認めるときは、野犬掃とうを行うことができる。

2 町長は、野犬掃とうを行おうとするときは、あらかじめ告示で、その期間及び区域を定めてその区域内の畜犬の飼育者に当該期間中その飼育又は管理する畜犬のけい留を命じなければならない。

3 町長は、けい留していない犬について捕獲に努めるものとし、人又は家畜への危害防止にあたり緊急を要し、かつ、他に手段がないと認められる場合は、前項の期間中においてけい留されていない畜犬についても、掃とうすることができる。

4 町長は、前項において捕獲した犬について、飼育者が知れているものについては、その飼育者に当該犬を引き取るべき旨を通知し、飼育者の知れていないものについては、捕獲し、けい留している旨を2日間告示するものとする。

5 町長は、所有者が前項の通知を受け取った日から2日以内又は当該告示期間満了日の翌日までに引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、やむを得ない事由によりこの期間内に引き取ることができない飼育者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

(隣接市町村長への通知)

第9条 町長は、前条第2項の規定による告示をしたときは、隣接市町村長にその旨を通知しなければならない。

(野犬掃とうの方法)

第10条 野犬掃とうは、町の当該職員の監督の下に、町長の指定する野犬掃とう員に行わせるものとする。

(立入調査)

第11条 町長は、畜犬の取締りに関し必要な限度において、当該職員に畜犬の飼育の場所に立ち入り、調査させ、又は関係人に質問させることができる。

(身分を示す証明書)

第12条 当該職員及び野犬掃とう員は、野犬掃とう又は畜犬の取締りに関し立入調査をする場合においては、町長の発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(行為の承継)

第13条 この条例の規定による処分その他の行為は、当該行為の目的である畜犬について所有権その他の権利を承継した者に対しても、またその効力を有する。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第3条第1項の規定に違反して畜犬のけい留をせず、又は同条第2項に規定する規則で定めるけい留方法によらなかった者

(2) 第7条の規定による命令に従わなかった者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第3条第3項の規定に違反して畜犬を捨てた者

(2) 第4条第2項の規定による措置命令に従わなかった者

(3) 第6条第1項の規定に違反して加害の届出をしなかった者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第5条の規定に違反して畜犬の表示をしなかった者

(2) 正当な理由がなく第11条の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、又はその質問に 응 ぜず、若しくは偽りの答弁をした者

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の日において、この条例による改正前の幕別町畜犬取締及び野犬掃とう条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続、そ

の他の行為とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(忠類村の編入に伴う経過措置)

4 忠類村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、忠類村畜犬取締及び野犬掃とう条例(平成4年忠類村条例第10号。以下「旧忠類村条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 編入日前にした旧忠類村条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年6月30日条例第16号)

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第18号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月26日条例第90号)

この条例は、平成18年2月6日から施行する。

附 則 (平成18年12月13日条例第34号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。